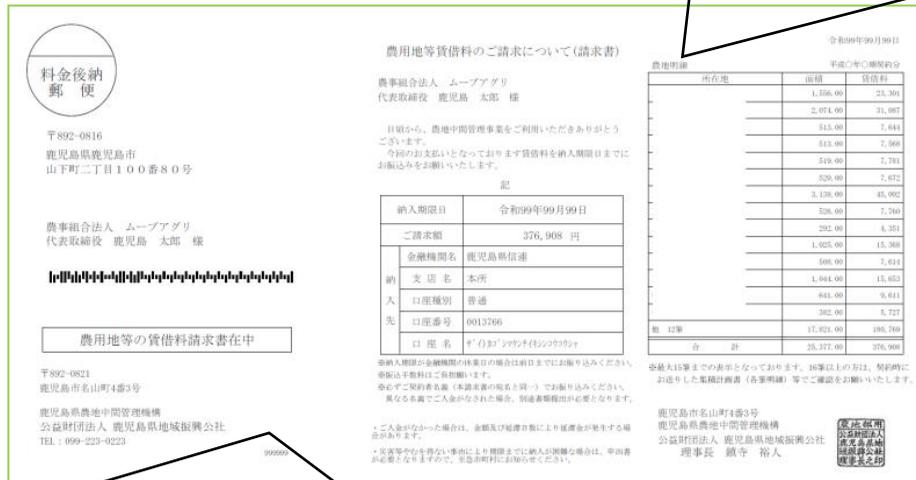


農用地等賃借料の口座振替・請求書及び口座振込に関する案内文書が変更になります

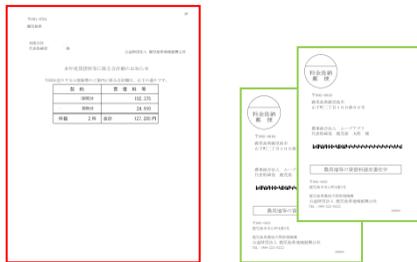
日頃から、農地中間管理事業をご利用いただき、ありがとうございます。
この度、当機構の農地管理システムの変更に伴い、農用地等賃借料についての通知文書の様式を変更いたしました。

皆さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- ・ 今回の請求または支払対象の農地明細を記載します。
(物納による請求など支払対象ではない農地は記載されません)
- ・ 1回の契約で15筆を超過している場合は、「他〇筆」として合計面積と合計賃借料が記載されます。



- ・ 圧着3面はがきで送付します。
- ・ はがきは、申請期ごと、農地の所在する市町村ごとに作成されます。
(例：令和2年5月貸出（貸付）開始期、令和2年6月貸出（貸付）開始期でそれぞれ契約されている場合、2枚の圧着はがきが作成されます)



圧着はがきが複数ある場合は、合計金額を記載した文書と圧着はがきを封筒に入れて送付いたします。

令和元年度までの案内文書では、今回徴収・支払対象でない農地を含めての農地明細を記載しておりましたが、管理システムの変更に伴い、金銭による賃借料の請求、支払い対象農地のための表記となっております。
契約中の全ての農地明細をご希望の方は、市町村農政担当課または当機構へお問い合わせください。